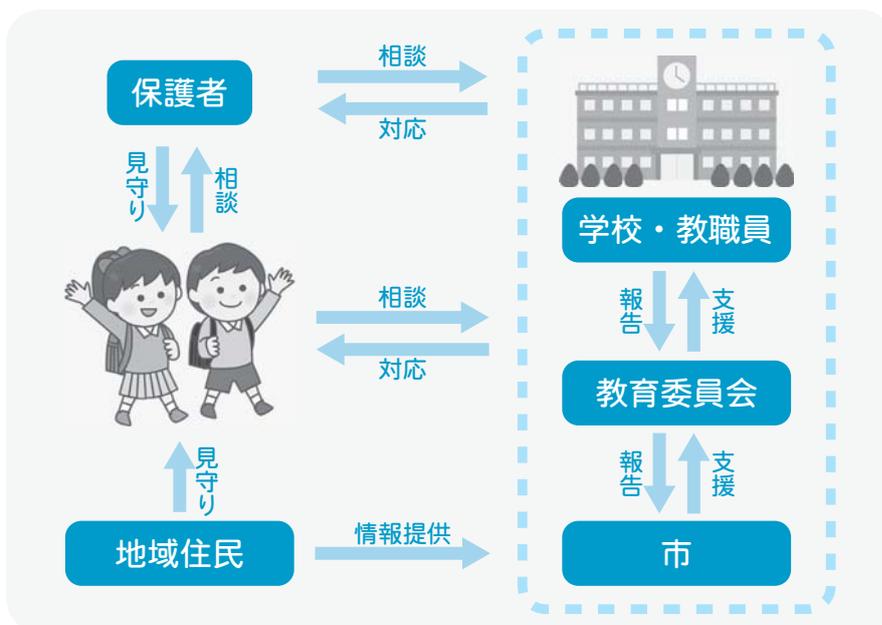


# みんなでつながり、 いじめを しない、させない、見逃さないまちへ



学校教育課 ☎(46)3332

## 目指すべき姿



いじめのない社会で安心して暮らしていくために、関係主体が相互に連携し、それぞれの責務や役割を果たし、いじめは絶対に許されないという強い決意の下、「いじめをしない、させない、見逃さないまち」を実現する

子どもたちの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その命にまでも危険が生じる恐れのある「いじめ」。

市では、いじめについてその芽を摘むこと、もし起こってしまった場合には早期に解決することを目的とし、4月1日、「大府市いじめの防止等に関する条例」を施行しました。

子どもたちを、いじめの被害者にも、加害者にもさせないために、周囲は日頃から子どもたちの思いやりの心を育てる必要があります。

条例では、いじめ問題に関する理解を深め、克服していくことを見据え、基本理念を左記のとおり定めました。

これに基づき、市・教育委員会・学校・保護者・地域住民・子どもをその「関係主体」と定め、それぞれの責務と役割を明確にしています。

## 関係主体の責務・役割

### 子どもの役割

- ・ お互いを思いやり、いじめのない生活を送る

### 学校の責務・役割

- ・ いじめの未然防止および早期発見
- ・ 適切かつ迅速にいじめに対処
- ・ 子どもの相談・訴えに正面から向き合い、安心して相談できる環境を整える

### 保護者の責務

- ・ 実情に応じ基本的な方針を定める
- ・ 子どもがいじめを行うことのないよう他人を思いやる心を育てる
- ・ いじめの防止などのための取り組みに協力する

### 地域住民の役割

- ・ 子どもの見守り・環境づくりに努める
- ・ いじめの防止などのための取り組みに協力する

### 教育委員会の責務

- ・ 学校におけるいじめの防止などのための措置を講じる

### 市の責務

- ・ いじめの防止などのための対策を総合的かつ効果的に実施する
- ・ 基本的な方針を定める

## いじめの防止等に関する条例の基本理念

- ① 全ての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすること。
- ② 全ての子どもがいじめを行わず、放置せず、解決に向けて主体的に行動することができるよう、いじめ問題に関する理解を深めること。
- ③ 市、教育委員会、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ問題を組織的に克服すること。

## 社会問題と化したいじめ

いじめが日本の社会問題となつて30余年が経ちました。平成6年に県内で起こった、中学2年生男子のいじめを苦にした自殺は大変衝撃的な事件で、社会全体でいじめを追放しようとする機運が高まったように思われました。しかし、その後もいじめが原因となる事件は後を絶たず、平成23年には滋賀県大津市で中学2年生男子のいじめ自殺事件があり、学校・教育委員会の対応も大きく問題視されました。

この事件を教訓に「いじめ防止対策推進法」が制定され、現在ではどの学校にも「いじめ防止基本方針」が定められ、いじめの未然防止と早期対応について、日常の取り組みを進めています。

### 施行した条例の趣旨

今日、社会ではいじめを人権の問題として捉えるようになり、学校・教育委員会の対応も改善されてきていますが、依然としていじめに関する事件が尽きることはありません。こうした現状の中、改めてまちぐるみでアンテナを高くして、いじめと対峙していかなければならないと痛感しています。今回施行した条例は、その決意表明であ

り、市や教育委員会、学校、保護者、地域住民、子どもなど、それぞれの責務と役割を明示し、一層の連携を希求するものです。

### 根絶に努力を惜しまぬ姿勢を

いじめの根絶は、どこかの時点で達成できるものではなく、この先どのような時代になつても、求め続けていくものだと思います。そこには、私たち大人がいじめの根絶を求め、不断の努力を惜しまないという確かな意思と連携の構えが不可欠だと考えます。日常的には、大人から子どもたちに声を掛け、目を掛け、必要に応じて手を掛けていくことが、大きな支えになるのではないのでしょうか。

「いじめをしない、させない、見逃さない」をスローガンに、皆さんと手を取り合つて、いじめ根絶のまちを求め続けていきたいと心から願っています。



市教育委員会 教育長  
宮島年夫

# 子ども

親しい仲間でも  
気遣いを大切にしたい

気心の知れた友達に物事を伝えるにも、気遣いが大切だと思います。人によって、言われたくないことや気にして

## わたしたちにできること



大府南中学校 生徒会長  
浅田有珠奈さん

これまで以上に  
子どもの変化に敏感に

今回の条例施行を受け、職員会において各学校がはじめの防止に関する方針を作り直しました。年度初めのこの時期に、改めて全職員で共有しています。方針は、各学校のホームページにも掲載し、生徒や保護者、地域など関係主体にもPRしています。

それから、学校で行ういじめに対するアンケートの保存を5年と明確

いることが違うので、何気ない一言で傷つけてしまうこともあるからです。私自身、物事を伝える前に、一度自分の中で考えて、言葉を選んでから伝えるように心掛けています。

いじめの防止・解決については、いじめを受けた子やそれを見た子が、親や先生など、周囲にそのことを打ち明けられる環境づくりを普段から意識することが大切だと感じます。

生徒会としても、悩んでいる人の話を聞いてあげられるような心配りができる人づくりに心掛けたいと思います。そのためには、まず自分たちが、他の手本となるような姿勢を見せることが大切だと考えています。



市校長会長  
小竹紀代子さん

化しました。子どもたちの異変を見聞きした際などにはこれを随時見返し、いじめの早期発見につなげられればと考えています。

# 学校

わたしたちのすべきこと

# 保護者

子どもとの普段からの  
コミュニケーションが鍵

当然のことながら、いじめ問題は常に重要な課題。条例が制定されたことを受け、皆が改めて気を引き締めて防止に取り組んでいかなければならないということだと認識しています。

## わたしたちのすべきこと

親として責任をもつことは多々ありますが、子どもには、相手のことを常に考えるように教えています。いじめには、はっきり原因があるものと、そうでないものがあると思います。後者は、少しの心配りや気遣いで防ぐことができます。その部分のケアをする必要があると考えます。

子どもは一日の多くを学校で過ごし、次に家庭が続きます。学校で起きたことについては、学校や



市小中学校PTA連絡協議会  
会長  
竹内充さん

子どもに聞かなければ分かりません。そこで、PTAの立場としては、学校と活発に情報共有を行い、保護者の皆さんにも落とし込んでいくとともに、子どもとのコミュニケーションについてもお伝えしていきたいと考えています。親が突然「学校はどうだ」と聞いても、子どもはなかなか話づらいと思います。そのため普段から子どもとは、言いにくいことでも話してもらえような関係を構築していることが必要なのです。

その他、今回重要視する「連携」については、地域が鍵になってくると考えています。一口に地域といってもさまざまな意味を持ちますが、身近なところというと、親同士のつながりも大切です。

連携をとるために、関係主体同士が新たに時間を設けることは簡単ではありませんが、限られた状況の中で、積極的にコミュニケーションを図ることが重要です。

地域の目で

子どものSOSを見逃さない



区長会長  
菊池勇人さん

今回の条例には、私たち自治会を含む「地域住民」の役割や責任が明記されました。学校で起こっていることは地域にはなかなか見えにくい面がありますが、朝の交通指導や運動会な

どのイベントの際に、積極的に学校と関わるなど、自治会としてできることを実施していきたいと考えています。「元気がない子はいないかな?」「うつむいている子はいないかな?」と、子どもたちが出すSOSを見逃さないことが大切だと思います。

地域

わたしたちにできること



関係主体が共通意識をもち、一体感ある連携を

わたしたちのすべきこと

これまで市内の各小・中学校では、市幼保児小中連携教育の指針「きらきら」を基に、命の大切さや思いやり、互いに認め合うことの大切さを伝え、あいさつ運動やセルフディフェンス講座などを通して児童・生徒の健やかな成長を支援してきました。

市

関係主体の皆さんは一体となり、いじめは卑怯な行為であり、どの学校でもどの児童生徒にも起こり得るといふ共通意識

をもち、相互に二層の連携を図りながら、それぞれの責務・役割を果たしていく必要があります。

このような強い決意の下、市は「いじめをしない・させない・見逃さないまち」の実現を目指し、本条例を制定しました。



学校教育課 指導主事  
土井浩久

悩んでいたら、  
勇気を出して  
話してみよう



人権擁護委員  
大府地区委員長  
山口よしみさん

いじめに関する相談窓口

いじめ悩み事電話相談

☎0120(783)171

こころの電話

☎052(261)9671

被害少年相談窓口

☎0120(786)770

不登校・ひきこもり相談

☎(48)1805

いじめ不登校相談窓口

☎052(961)0900

まち全体で優しさを育もう

いじめは、子どもの人権を奪う卑劣な行為であり、昨今、その内容は陰湿で執拗なものになっています。背景として、子どもたちの相手に対する思いやりや優しさといった基本的な人権意識が十分でないことが挙げられます。

人権意識を育むには、地域社会全体で取り組む必要があります。その点で、今回の条例の施行は大変意義のあることだと考えます。人権擁護の観点からも、「子どもたちが生き生きと楽しく暮らせる権利」が守られるまちになることを期待します。

専門員がしっかり向き合います

電話相談は、匿名で相談できます。1回1時間程度をかけ、相談員とじっくり話して一緒に解決策を探ります。相談員は、問題に多面的にアプローチできる専門職です。

相談は、被害者本人はもちろん、いじめを感じた第三者の方や、他者を傷付けてしまったかもしれないと悩む方でもできます。窓口は、子どもでも携帯電話などからかけやすいよう、フリーダイヤルのももあります。小さなことからいじめを解決できることもありますので、どなたでも気軽にご相談ください。



市青少年問題協議会  
会長  
かしま  
榎山信昭さん